

特定地域における電気通信設備の特別償却の償却
 限度額の計算に関する付表（旧措法44の5①、68
 の26①）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特 別 償 却 の 種 類	1	旧 44 条 の 5 第 1 項 旧 68 条 の 26 第 1 項	旧 44 条 の 5 第 1 項 旧 68 条 の 26 第 1 項	旧 44 条 の 5 第 1 項 旧 68 条 の 26 第 1 項	
(機械・装置の耐用年数表の番号) 特定電気通信設備の種類等	2	()	()	()	
特定電気通信設備の名称	3				
設置した事業所等の名称	4				
同 上 の 所 在 地	5				
取 得 等 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
事業の用に供した年月日	7	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	
購 入 先	8				
取 得 価 額	9	円	円	円	
特 別 償 却 率	10	$\frac{10}{100}$	$\frac{10}{100}$	$\frac{10}{100}$	
特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10)	11	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適 用 要 件 等	地域特定電気通信設備供用 事業の実施に関する計画の 認 定 年 月 日	13	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
	新設又は増設の区分	14	新設・増設	新設・増設	新設・増設
	その他参考となる事項	15			

特別償却の付表（十六） 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十六）の記載の仕方

1 この付表（十六）は、青色申告法人が平成30年改正前の租税特別措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第44条の5第1項《特定地域における電気通信設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が平成30年旧措置法第68条の26第1項《特定地域における電気通信設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定電気通信設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定電気通信設備については、この制度の適用はありませんので注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、平成30年旧措置法第44条の5第1項又は第68条の26第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「特定電気通信設備の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載

してください。

4 「特定電気通信設備の名称3」には、特定電気通信設備の名称を記載します。

5 「取得価額9」には、特定電気通信設備の取得価額を記載します。

ただし、その特定電気通信設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

6 「償却・準備金方式の区分12」は、その特定電気通信設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画の認定年月日13」には、地域特定電気通信設備供用事業の実施に関する計画について特定通信・放送開発事業実施円滑化法第4条第1項の認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「新設又は増設の区分14」は、特定電気通信設備を新設又は増設したかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

(3) 「その他参考となる事項15」には、その資産が特定電気通信設備に該当する旨等参考となる事項を記載してください。